

登米市教育委員会会議録

会議の名称	平成21年第6回登米市教育委員会4月定例会議	
開催日時	平成21年4月17日(金)	
	午後2時05分 開会	
	午後4時30分 閉会	
開催場所	登米市中田庁舎 教育長室	
委員長氏名	教育委員長	畠山信弘
出席委員氏名	教育委員長	畠山信弘
	教育委員長職務代行者	久保泰宏
	教育委員	橘智法
	教育委員	猪股恭子
	教育長	佐藤壽昭
欠席委員	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員氏名	教育次長(学校教育担当)	中津川定幸
	教育次長(社会教育担当)	後藤建一
	理事	及川登志郎
	学校教育課長	伊藤勉
	生涯学習課長	千葉幸弘
	参事兼教育総務課長	及川一夫
	生き生き学校支援室長 (主任指導主事)	金野勉
書記	教育総務課 副参事兼課長補佐	伊藤 隆敏
議題	報告第1号	一般事務報告について
	報告第2号	専決処分報告について(平成20年度登米市一般会計補正予算(第11号)に対する意見聴取について)
	議案第20号	登米市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について
	議案第21号	登米市教科用図書採択協議会設置規則を廃止する規則について
	議案第22号	登米市教科用図書採択要綱の制定について
	議案第23号	登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
	議案第24号	登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第25号	登米市立小・中学校医等の委嘱について
	議案第26号	登米市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
	議案第27号	登米市体育指導委員の委嘱について

会議結果	報告第1号	承認
	報告第2号	承認
	議案第20号	決定
	議案第21号	決定
	議案第22号	一部修正し決定
	議案第23号	決定
	議案第24号	決定
	議案第25号	決定
	議案第26号	決定
	議案第27号	決定

議題・ 発言・ 結果	畠山委員長	開会（午後2時05分） 教育委員会議の開会を宣言し、本日の議事日程に基づき会議を開く旨を告げる。
	畠山委員長	前回、前々回会議録の承認 を求めます。
	及川総務課長	（3月11日、3月23日の会議録を朗読）
	畠山委員長	会議録の朗読が終わりました。この内容についてご異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
	畠山委員長	ご異議がないものと認め、朗読のとおり承認することとします。
	畠山委員長	会議録署名委員の指名 を行います。 委員長から指名してよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
	畠山委員長	ご異議がないようですので、1番久保委員、3番猪股委員にお願いします。
	畠山委員長	日程第5、報告第1号「一般事務報告について」 を上程します。 「教育長の一般事務報告について」教育長から報告させます。
	佐藤教育長	（一般事務報告について、平成21年3月12日から4月17日までの会議・行事出席状況やその概要などについて、別紙資料に基づき報告する）
	畠山委員長	教育長の一般事務報告が終わりました。この件についてご質問ありませんか。
	畠山委員長	教諭が15人減ったのに対し、六六講師が5人も増えています。こうした人事配置については、改善に努力願います。
久保委員	六六講師についてお知らせください。	

畠山委員長	6か月ごとに更新される講師です。
畠山委員長	ほかに質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、報告第1号「一般事務報告について」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないようですので、日程第1、報告第1号「一般事務報告について」は、報告のとおり承認することとします。
畠山委員長	暫時休憩します。 (午後2時32分から午後2時35分まで休憩)
畠山委員長	休憩前に引き続き会議を開きます。
畠山委員長	日程第2、報告第2号「専決処分の報告について（平成20年度登米市一般会計補正予算（第11号）に対する意見聴取について）」 を上程します。 説明を求めます。
佐藤教育長	(報告を朗読)
中津川教育次長 後藤教育次長	(報告内容を説明)
畠山委員長	説明が終わりました。報告第2号「専決処分の報告について（平成20年度登米市一般会計補正予算（第11号）に対する意見聴取について）」ご質問ありませんか。
畠山委員長	活き生き学校支援費で、相談員謝金が36万5千円減額されています。これだけ残した理由を説明願います。

金活き生き 学校支援室 長	家庭に訪問し指導を行う計画を立て、募集をしましたが、予算に見合うだけの申し込みがありませんでした。
畠山委員長	北方小学校校舎大規模改造事業で約3,000万円減額していますが、予定とおりの工事を行い、それでもこれだけ残ったわけですか。
中津川教育 次長	全体事業費約2億円でしたが、入札の結果請負差額が出たことによります。 なお最終的には、校舎だけでなくバックネットの補修まで行っています。
佐藤教育長	例えば1億円の予算を組み、入札の結果9,000万円で落札したとします。1,000万円の予算残が出ますが、この分まで使うと、予算以外の事業をすることになりますので、それはできないことになっています。
畠山委員長	予算に占める教育費の比率は、健全な市町村の場合13%台ということを言われています。 非常に厳しい財政状況にあると言われている中、結果的に本市では、補正後の予算は一般会計総額に対して12.6%台となったわけですね。
中津川教育 次長	これが最終の予算補正となります。
畠山委員長	ほかに質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、報告第2号「専決処分の報告について(平成20年度登米市一般会計補正予算(第11号)に対する意見聴取について)」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないようですので、日程第2、報告第2号「専決処分

	<p>の報告について（平成20年度登米市一般会計補正予算（第11号）に対する意見聴取について）」は、報告のとおり承認することとします。</p>
畠山委員長	<p>日程第3、議案第20号「登米市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について」を上程します。</p> <p>説明を求めます。</p>
佐藤教育長	<p>（議案を朗読）</p>
伊藤学校教育課長	<p>（議案内容を説明）</p>
畠山委員長	<p>説明が終わりました。議案第20号「登米市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について」について、ご質問ありませんか。</p>
畠山委員長	<p>改正の意図は何ですか。</p>
伊藤学校教育課長	<p>合併当時、自治体国際化協会で定めた要綱に基づき各町で定めていた規則を基礎に規定していたわけですが、細部にわたって不足している部分があるため、見直しを行ったものです。</p>
畠山委員長	<p>「A日程」、「第2次来日」などの定義付けが必要ではないでしょうか。</p>
伊藤学校教育課長	<p>今回は就業に関して不足している部分の改正でしたので、用語説明については、改めて説明を付けることにします。</p>
久保委員	<p>A日程やB日程など、来日はなぜばらばらになっているのですか。</p>
金野生き生き学校支援室長	<p>A日程とB日程は、1週間違いで計画されているものです。</p> <p>第2次来日は、A日程やB日程に載らなかったものや、途中で契約を辞退するような場合があり、それに対応したものです。</p>
畠山委員長	<p>「参加者」とはどのようなことですか。</p>
伊藤学校教育	<p>契約した者ということです。</p>

	<p>育課長</p> <p>畠山委員長</p> <p>久保委員</p> <p>中津川教育次長</p> <p>畠山委員長</p> <p>畠山委員長</p> <p>畠山委員長</p> <p>畠山委員長</p> <p>畠山委員長</p> <p>畠山委員長</p>	<p>言葉の意味については、よくチェックし、説明してほしいと思います。</p> <p>災害補償は給料から控除されるようですが、万一の場合、それで大丈夫ですか。</p> <p>公務災害で休職する場合は、公務災害補償基金から100%補償されます。 なお交通事故などの場合で自賠責保険からの補償があったときは、給与との差額部分が補てんされることになっています。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(午後2時32分から午後2時35分まで休憩)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご質問がないようですので、議案第20号「登米市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、日程第3、議案第20号「登米市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。</p> <p>日程第4、議案第21号「登米市教科用図書採択協議会設置規則を廃止する規則について」、 日程第5、議案第22号「登米市教科用図書採択要綱の制定について」、 関連がありますので、一括して上程します。 説明を求めます。</p>
--	--	---

佐藤教育長	(議案を朗読)
伊藤学校教育課長	(議案内容を説明)
畠山委員長	説明が終わりました。議案第21号「登米市教科用図書採択協議会設置規則を廃止する規則について」について、ご質問ありませんか。 (「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、議案第21号「登米市教科用図書採択協議会設置規則を廃止する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないようですので、日程第4、議案第21号「登米市教科用図書採択協議会設置規則を廃止する規則について」は、原案のとおり決定することとします。
畠山委員長	次に、議案第22号「登米市教科用図書採択要綱の制定について」について、ご質問ありませんか。
伊藤学校教育課長	第4条第1項中、「作成委員会の中に」とありますが、この記述は重複しますので削除したいと思います。訂正願います。
畠山委員長	調査委員会の委嘱・任命について記述がありません。
伊藤学校教育課長	作成委員会の例と同様に追加記述したいと思います。
畠山委員長	ほかに質問はありませんか。 (「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、議案第22号「登米市教科用図書採択要綱の制定について」は、一部修正し決定することにご異議ありませんか。

		(「異議なし」の声あり)
畠山委員長		ご異議がないようですので、日程第5、議案第22号「登米市教科用図書採択要綱の制定について」は、一部修正し決定することとします。
畠山委員長		日程第6、議案第23号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」 を上程します。 説明を求めます。
佐藤教育長		(議案を朗読)
及川教育総務課長		(議案内容を説明)
畠山委員長		説明が終わりました。議案第23号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」について、ご質問ありませんか。
		(「なし」の声あり)
畠山委員長		ご質問がないようですので、議案第23号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
畠山委員長		ご異議がないようですので、日程第6、議案第23号「登米市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。
畠山委員長		日程第7、議案第24号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」 を上程します。 説明を求めます。
佐藤教育長		(議案を朗読)
及川教育総		(議案内容を説明)

務課長	
畠山委員長	説明が終わりました。議案第24号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」について、ご質問ありませんか。 (「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、議案第24号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないようですので、日程第7、議案第24号「登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することとします。
畠山委員長	日程第8、議案第25号「登米市立小・中学校医等の委嘱について」 を上程します。 説明を求めます。
佐藤教育長	(議案、議案内容を朗読・説明)
畠山委員長	説明が終わりました。議案第25号「登米市立小・中学校医等の委嘱について」について、ご質問ありませんか。
畠山委員長	任期は何年ですか。
及川教育総務課長	辞職するまでの期間です。
久保委員	報酬の額はどのように定められていますか。
佐藤教育長	学校の数や生徒の人数に応じて定めています。
畠山委員長	ほかに質問はありませんか。 (「なし」の声あり)

<p>畠山委員長</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第25号「登米市立小・中学校医等の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>畠山委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、日程第8、「登米市立小・中学校医等の委嘱について」は、原案のとおり決定することとします。</p>
<p>畠山委員長</p>	<p>日程第9、議案第26号「登米市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を上程します。</p> <p>説明を求めます。</p>
<p>佐藤教育長</p>	<p>(議案を朗読)</p>
<p>千葉生涯学習課長</p>	<p>(議案内容を説明)</p>
<p>畠山委員長</p>	<p>説明が終わりました。議案第26号「登米市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」について、ご質問ありませんか。</p>
<p>久保委員</p>	<p>会議は年何回開催する予定ですか。</p>
<p>千葉生涯学習課長</p>	<p>年4回です。</p>
<p>畠山委員長</p>	<p>これまで審議会で話し合われたことや、提言などがあればお知らせください。</p>
<p>後藤教育次長</p>	<p>平成18年3月にスポーツ振興計画を作っています。</p> <p>平成19年11月には、スポーツ振興計画の見直しを教育委員会から諮問しており、平成20年3月に、今後の体育施設整備の在り方、硬式野球場や陸上競技場の必要性などについて答申を受けています。</p>
<p>畠山委員長</p>	<p>順調に機能しているわけですね。</p>
<p>後藤教育次</p>	<p>振興審議会の意見を聞き、事業計画や予算に反映させています</p>

長	が、町域の課題・問題点について相当量いただいています。
久保委員	去年、陸上競技場の在り方について2種から3種に変わったりしていますが、そうした検討もここで行われたのですか。
後藤教育次長	既存施設だけでなく、新たな施設の必要性についても答申されています。
久保委員	年4回の会議では、内容を煮詰めるまでは大変ではありませんか。
後藤教育次長	担当課で原案をまとめており、それに対して検討を加えてもらうようにしています。
畠山委員長	ほかに質問はありませんか。
	(「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、議案第26号「登米市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないようですので、日程第9、議案第26号「登米市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することとします。
畠山委員長	日程第10、議案第27号「登米市体育指導委員の委嘱について」 を上程します。 説明を求めます。
佐藤教育長	(議案を朗読)
後藤教育次長	(議案内容を説明)
畠山委員長	説明が終わりました。議案第27号「登米市体育指導委員の委嘱について」について、ご質問ありませんか。

久保委員	年齢制限はないのですね。
後藤教育次長	規則にはありません。
猪股委員	スポーツ振興審議会委員と兼ねても構わないのですね。
後藤教育次長	構いません。どちらもスポーツに熱意を持った、地域からの信頼も厚い皆さんです。
畠山委員長	地域割はありますか。
後藤教育次長	あります。基本人数として町域ごとに6人。そのほか、人口割で積算しており、平均12、3人としています。
畠山委員長	ほかに質問はありませんか。
	(「なし」の声あり)
畠山委員長	ご質問がないようですので、議案第27号「登米市体育指導委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないようですので、日程第10、議案第26号「登米市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することとします。
畠山委員長	次回の会議の日程は、5月21日(木)午後2時から行うことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
畠山委員長	ご異議がないものと認め、5月21日(木)午後2時から行うことに決定することとします。
	閉会 (午後4時30分)

